

「学校において予防すべき感染症」による出席停止について

学校において予防すべき感染症にかかっている、またはその疑いがあると診断された場合は、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止の対象になります。

この場合、登校するにあたっては医師の登校許可証明（下記の証明）が必要になります。医師からの登校許可を受けた後に登校してください。登校許可証明書はHR担任を通して保健室までご提出ください。

登校許可証明書

都城農業高等学校長 様

年 科 番 氏名

1 学校保健安全法による学校感染症一覧

第1種の感染症 治癒するまで 出席停止とする	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、及び鳥インフルエンザ（指定感染症及び新感染症）
第2種の感染症 出席期間患者の隔離 については守る	インフルエンザ〔鳥インフルエンザを除く〕（発病後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで）、百日咳（特有の咳が消失するまで）、麻疹（解熱した後3日を経過するまで）、流行性耳下腺炎（耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが発現した後5日を経過しかつ全身の症状が良好になるまで）、風疹（発疹が消失するまで）、水痘（全ての発疹がかひ化するまで）、咽頭結膜熱（主要症状消失後2日経過まで）、結核（病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで）
第3種の感染症 医師において伝染の おそれがないと認め るまで	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎（プール病）、急性出血性結膜炎、腸管出血性大腸菌感染症 その他の伝染病（条件によって出席停止をとる疾患としては 手足口病、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、感染性胃腸炎、ウイルス性肝炎、溶連菌感染症、などが考えられる）
その他の場合 学校長が学校医や関係 機関等と相談し判断	・第1種第2種の感染患者を家族に持つ家庭、または感染の疑いが認められるときは医師により伝染のおそれがないと認められるまで・第1種第2種の感染症が発生した地域から通学するもので必要と認めたとき・第1種第2種の感染症の流行地を旅行したもので必要と認めたとき など学校医等の意見を聞き適当と認める期間

2 感染症名

3 その他の注意事項

()

上記の者は登校に差し支えないことを証明します

平成 年 月 日 医療機関名
医師名

印

* 出席停止期間 平成 年 月 日 ~ 月 日